東大阪市公告第２２９号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３３１条第６項、第３３５条、第３７３条第７項、第４６０条第６項、第７０１条の６５第６項及び第７０２条の８第１項の規定により滞納処分の例によるとされる国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）第１０６条第２項の規定により、令和８年６月１２日付東大阪市公告第９５号に係る公売財産の最高価申込者等を決定したため、公告する。

令和８年１１月６日

東大阪市長　野　田　義　和

最高価申込者等の決定

別紙のとおり

換価財産 名称、性質、所在、数量	最高価申込価額	最高価申込者の氏名又は名称（商号）	次順位買受申込価額	次順位買受申込者の氏名又は名称（商号）
物件（1） （土地の表示） 所 在　東大阪市若江本町四丁目 地 番　541番2 地 目　宅地 地 積　129.09㎡ 物件（2） （主である建物の表示） 所 在　東大阪市若江本町四丁目 541番地2 家屋番号　541番2 種 類　居宅・作業場 構 造　鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 2階建 床面積　1階 99.21㎡ 2階 97.96㎡	3,810,000円	米倉 奈緒		

最高価申込者等決定の年月日	令和8年11月5日

売却決定期日		最高価申込者	次順位買受申込者
	日 時	令和8年11月26日 10時00分	
	場 所	東大阪市役所 税務部納税課	